

那須塩原市農業委員会

第35回総会議事録

令和8年4月27日(月)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年4月27日（月）午後1時30分～午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	16	菊地 瞳
〃	5	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号3番 菊地 喜芳委員、4番 槌江 栄作委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 再生困難な農地の非農地判断について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 7) 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用等促進計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 令和7年度農業委員会事業実績について
- 9) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	福田 博昭	主任	君島 瑞季
局長補佐兼農政係長	織田 暢子	主事	菅原 怜応
農地係長	松本 里津子		

8. 傍聴人：農地利用最適化推進委員 池田 宏

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第35回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。全員が出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号3番 菊地 喜芳委員と、4番 樋江 栄作委員を指名いたします。
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番及び2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
菊地 寿行委員	議案第1号、番号1番について報告します。農地を賃借する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月14日、午後4時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より西へ約1.9キロメートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は、20年以上前から稲刈りなどの受託作業をしておりましたが、譲渡人の父親が昨年12月に亡くなったため、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻662アール作付けしており、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、水稻と自家野菜を作付けします。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。
菊地 寿行委員	続きまして、議案第1号、番号2番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月14日、午後3時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市寺子余笹橋より南へ約1.2キロメートル、南東へ約2.1キロメートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人と譲渡人は親子で、生前贈与の申請です。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻を1,307アール、牧草飼料作物を165アール作付けしており、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付け予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、 番号1番については、許可することに決しました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

月井喜美郎委員	番号3番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。 議案第1号、番号3番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月10日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立高林小学校より西へ約800メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、ウクライナでチーズ工房を経営しておりましたが、同施設が戦火を被り、同じ場所での再建を断念し来日、本市において主の経営の価格化、安定化を目指したいとの思いから申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、現時点においては、農地無しの状況です。農機については、トラクター1台、ユンボ1台、フレールモア2台を所持しています。従事人数は2名です。 申請地の耕作予定は、ヘーゼルナッツ畑3,200㎡、甘栗畑3,300㎡、牧草6,500㎡、これは、うさぎを約100匹飼育し、肉として旅館、ペンション等に取りを計画しているそうです。また周辺は、酪農家が多いことから、将来はチーズ工房を再開したいとの抱負も語っておりました。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
議長	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
槌江 栄作委員	番号1番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 本件は、令和7年3月28日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、井口工業団地より南へ約20メートルに位置しています。 変更の理由は、申請人は、許可を取得し工事に着手しましたが、盛土規制法及び土砂条例等による検査が許可期限である令和8年3月末までに行うことができなかったため本申請に至りました。 現地調査は、4月22日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、槌江 栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
議長	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
君島 良一委員	番号1番について、君島 良一委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。アパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 黒磯駅より南へ約400メートルに位置しています。

	申請に至った経緯は、申請地は、平成３１年に相続をしたもので、その後、維持管理はしてきた土地です。申請人は、農業に従事することが困難であることと、申請地は、黒磯駅に近く、生活上の立地条件が良好なことから、アパートを建築するための申請です。 また、令和８年３月から許可を得ず工事に着手してしまい大変申し訳ありませんでした。今後はこのようなことのないよう農地法を遵守しますとする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地でアパートを建築する内容となっております。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透にて処理します。 周囲に農地はないため、土砂及び雨水の流出はありません。 現地調査は、４月２３日、午前９時１０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
一戸 養子委員	番号１番及び２番について、一戸 養子委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１番について報告します。 使用貸借により、申請地で営農型太陽光発電設備の設置を延長するための一時転用申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、旧大貫小学校より東へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地では既に営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用許可は３年の期限がありますので、延長を申請する内容となっております。 申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。 本件は、農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は３年間の使用貸借により、申請地において営農型太陽光発電事業を延長する計画です。申請地へソーラーパネル２，５２５枚を設置し太陽光発電を行います。 発電出力は４９．５キロワットです。 パネル下部ではブルーベリーを栽培しております。 給排水の設置はせず、雨水排水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地調査は、４月２２日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
一戸 養子委員	議案第４号、番号２番について報告します。 賃貸借により、資材仮置場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、金沢上集落センターより北へ約２００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、賃借人は、県発注の共同工事を受注し工事を進めるため、資材等の一時仮置き場が必要となり、本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。 本件は、農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、立

	地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を資材仮置場とする内容となっています。 給排水は設置せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周辺に農地がないため土砂流出等の営農への支障はありません。 現地調査は、4月22日、午前10時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸 養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸 養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
松本 忠太委員	番号3番について、松本 忠太委員の報告を求めます。 議案第4号、番号3番について報告します。 売買により、事業所敷地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二区町自治公民館より南西へ約1.2キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、梱包により貨物運送事業を主に営業し、木材や、カートンの輸出梱包及び物流全般を行っており、営業用トラックの転回場所、及びお客様、従業員の駐車場が足りない状況であり、この問題解決のため敷地拡張するために今回の本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張のための転用であることから、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に事業所敷地拡張をする内容となっています。 給排水は設置せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。 現地調査は、4月22日、午前10時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	番号3番について、事務局から補足願います。
松本農地係長	番号3番について補足します。 本件は、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は、都市計画法の許可日の同日になります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
秋元 誠委員	番号4番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号4番について報告します。 売買により、建売住宅として転用するための申請です。

議長	申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より南東へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、ハウスメーカーで、日頃より建売住宅が出来る土地を探していたところ、申請地が、スーパーや駅などにアクセスも良く、大変静かな場所、中学校にも近く、住宅地として最適であるため、今回申請に至ったということです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地に建売住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月23日、午前10時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
樋江 栄作委員	番号5番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。 議案第4号、番号5番について報告します。 売買により、一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校により北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は現在、単身用のアパートに居住しており、家族3人で生活するには手狭で、使い勝手が悪いとため、一戸建て住宅を建築し、生活環境を改善したいと考え、本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。 番号6番について、白井 通委員の報告を求めます。
白井 通委員	議案第4号、番号6番について報告します。 売買により、一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

	申請地は、那須塩原市立東原小学校より北へ約１キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は東原地区の実家に両親と妻、子供二人と同居しており、だんだん手狭になり、不便を感じており、家を新築したいと考えていました。同じ東原地区内に場所が見つかり、申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、土砂流出等の営農への支障はありません。 現地調査は、４月２３日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。 次に、議案第５号「再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。 番号１番から９番、及び、番号１１番から２６番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。
月井喜美郎委員	議案第５号、番号１番から９番、番号１１番から２６番までについて、一括して報告します。 農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから、非農地判断を行うものです。 対象地の、所在・地目・面積・所有者は、議案書記載のとおりです。 対象地のうち番号１番及び２番が高林公民館より、南へ約２．３キロメートル、番号３番から９番までが同じく南へ約２．５キロメートル、番号１１番が同じく南へ約２．７キロメートル、番号１２番から１５番までが同じく南へ約２．３キロメートル、番号１６番及び１７番が同じく南東へ約１．２キロメートル、番号１８番から２３番までが同じく南へ約６００メートル、番号２４番及び２５番が同じく南東へ約３．９キロメートル、番号２６番が同じく南東へ約４．５キロメートルに位置しています。 現地調査は、３月１１日、午前９時２０分頃から行いました。 現地を確認した結果、対象地は、山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて、農地として利用するための条件整備が、著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても、継続して利用することができないと認められることから、農地法第２条第１項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班としては、非農地相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番から９番、及び番号１１番から２６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
白井 通委員	異議なし多数と認め、番号１番から９番、及び番号１１番から２６番については 非農地とすることに決しました。 番号２７番から５６番について、白井 通委員の報告を求めます。 議案第５号、番号２７番から５６番までについて一括して報告します。 農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった

場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから、非農地判断を行うものです。

対象地の、所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。

対象地のうち番号27番が、高林公民館より南へ約4.8キロメートル、番号28番及び29番が同じく南へ約600メートル、番号30番が同じく南へ約2.2キロメートル、番号31番から33番までが同じく南へ約2.5キロメートル、番号34番が同じく南西へ約2キロメートル、番号35番が西へ約2キロメートル、番号36番から43番までが同じく西へ約1.5キロメートル、番号44番及び56番が同じく南西に約4.2キロメートル、番号45番から55番までが南西に約4.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月11日、午前9時20分頃から行いました。

現地を確認した結果、対象地は、山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて、農地として利用するための条件整備が、著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には、該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び現地調査班としては、非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号27番から56番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号27番から56番については非農地とすることに決しました。

番号57番から76番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第5号、番号57番から76番までについて、一括して報告します。

農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから、非農地判断を行うものです。

対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。

対象地のうち、番号57番が高林公民館より南西へ約4キロメートル、番号58番から60番までが同じく西へ約3.5キロメートル、番号61番から68番までが同じく西へ約4キロメートル、番号69番及び70番が同じく南西へ約2.4キロメートル、番号71番から73番までが同じく西へ約2キロメートル、番号74番が同じく西へ約2.4キロメートル、番号75番が同じく西へ約2.6キロメートル、番号76番が南西へ約3.3キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月11日、午前9時20分頃から行いました。

現地を確認した結果、対象地は、山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても、継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び現地調査班としては、非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号57番から76番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号57番から76番については非農地とすることに決しました。

番号77番から101番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。

神藤 芳定委員	議案第5号、番号77番から101番までについて、一括して報告します。 農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから、非農地判断を行うものです。 対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。 対象地のうち、番号77番から88番までが高林公民館より西へ約3キロメートル、番号89番から92番までが同じく西へ約2.6キロメートル、番号93番から95番まで及び97番が同じく西へ約2.5キロメートル、番号96番が同じく西へ約2.3キロメートル、番号98番が同じく西へ約2.1キロメートル、番号99番から101番までが同じく南西へ約1.9キロメートルに位置しています。 現地調査は、3月11日、午前9時20分頃から行いました。 現地を確認した結果、対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても、継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班としては、非農地相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号77番から101番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号77番から101番については、非農地とすることに決しました。
議長	次に、議案第6号「農業振興地域 整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。
槌江 栄作委員	番号1番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、上井口自治公民館より東へ約300メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、現在妻と大田原市内のアパートに居住していますが、結婚を機に、実家の隣接地に住宅を建築し、将来両親の介護等に備えると共に、農業経営の安定化を図り、持続的に経営を維持するために、本申請に至りました。
議長	現地調査は、4月22日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、槌江 栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。
松本 忠太委員	番号2番及び3番について、松本 忠太委員の報告を求めます。 議案第6号、番号2番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、栃木県立那須特別支援学校より南へ約400メートルに位置しています。

松本 忠太委員	除外を必要とする理由は、申請人は、那須塩原市、大田原市を中心に、不動産業を営んでおり、今後も安定した売り上げの確保が経営上不可欠なことから、建売分譲を計画し、申請に至りました。申請地周辺は、幹線道路に近く、近隣には、小学校、高校等の教育施設や商業施設が多く、通勤、通学にも大変利便性が高く、今後の発展が見込まれるエリアになっており、建売住宅の分譲に最適な立地であることから、今回の除外申請に至りました。 現地調査は、4月22日、午前10時55分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 議案第6号、番号3番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立西小学校より南へ約2キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、自動車販売業を営んでおり、今後も安定した売り上げの確保が経営上不可欠であることから、中古車の売り場面積の確保するために今回の除外申請に至りました。
議長	現地調査は、4月22日、午前10時25分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ 許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 まず番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号4番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。
月井喜美郎委員	議案第6号、番号4番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域からの除外です 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立東那須野中学校より東へ約400メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、親から相続した山林で、キャンプ場を経営するにあたり、隣接する申請地に管理棟を建築し、一体的に活用したく申請に至りました。 現地調査は、4月23日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。
議長	次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集

神藤 芳定委員
菊地 喜芳委員

議長

松本農地係長

積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

なお、本件については、神藤 芳定委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、神藤 芳定委員の退室を求めます。また、菊地 喜芳委員も親族ということで、退室を求めます。

<退室>

事務局の説明を求めます。

議案第7号について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用

等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成するとなっていることから、協議があったものです。

議案書21ページから31ページまでが「中間管理権設定関係」の案件で、53件
合計面積が364,382平方メートルとなります。続いて、32ページから33ページまでが「所有権移転関係」の案件で7件、合計面積が30,603平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、すべての案件について問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。

ここで、神藤 芳定委員、菊地 喜芳委員の入室を求めます。

神藤 芳定委員
菊地 喜芳委員

議長

議長

織田局長補佐

松本農地係長

<入室>

神藤 芳定委員、菊地 喜芳委員に申し上げます。

議案第7号については、原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「令和7年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

令和7年度農業委員会事業実績について御説明いたします。

別冊1を御覧ください

1ページは農業委員、2ページは農地利用最適化委員の皆様の名簿となっております。3ページは事務局の体制、下段が総会、運営委員会等の開催状況です。

4ページから6ページは松本係長から御説明をお願いしたいと思います。

4ページの4番、農地異動状況から御説明させていただきます。(1)農地法第3条の許可による農地異動でございます。合計の欄を御覧いただきますと、令和7年度と6年度の対比で件数にして、受付件数がプラス22件、許可件数がプラス21件となっております。全体的に件数は増えております。また併せて面積も多くなっているという状況です。下段の(2)農地法第4条、第5条の許可による用途別農地転用についての合計の欄を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和7年度と6年度の対比で、件数にして、第4条許可がプラス15件、第5条許可がマイナス9件、合計がプラス6件と、全体的に件数は増えております。また、面積の方ですが、第4条の許可と第5条の許可で合計にすると、若干令和7年度の方が少なかったというところがございます。続きまして、5ページを御覧ください。(3)の農地法第5条の許可後の事業計画変更についてでございます。こちらにつきましては、令和7年度件数が対前年の3割と件数が少なくなっているというような状況でございます。(4)につきましては、農地法第3条の3の規定による届出でございます。こちらにつきましては、件数合計で令和7年度は1割ほど件数が増えているというところがございます。

	続きまして、5番の買受(競売・公売)適格証明願でございますが、件数につきまして、令和7年度が9件多くなっております。 6番の農業振興地域整備計画の変更協議でございますが、合計の欄を御覧いただきますと、件数及び面積共に、2割弱程度多くなっております。 続きまして、7番の土地改良法第3条第2項の規定による組合員資格交替の届出でございますが、令和6年度、7年度共に0件でございます。 続きまして6ページの8番、農用地利用等促進計画(計画協議に対する意見)でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、農用地利用集積計画による利用権設定につきましては、令和7年3月末で廃止になりましたので、令和7年度からの農地貸借につきましては、農地中間管理機構の農地バンク経由または、農地法第3条許可の二択となりましたので、農地中間管理事業の中間管理権設定につきましては、件数、面積共に大幅に増えているというような結果になっております。 続きまして、9番の農地あっせん事業(優先買入協議)につきましては、令和7年度は1件でございます。以上6ページ9番まで私の方から説明させていただきます。 続きまして、6ページ、10番の各種証明交付状況について御説明いたします。 令和7年度証明書合計件数は、473件となりました。 続きまして、7ページを御覧ください。農業者年金基金業務委託事業です。加入者数、処理件数等の実績となります。新規通常加入は4件、新規政策支援加入は1件、合計5件でございます。続きまして8ページの12番、農地台帳整備事業です。農地台帳に登載されている農地の筆数及び面積になります。続きまして、9ページを御覧ください。13番の農地利用状況調査です。こちらは、7月から8月にかけて実施しました農地パトロールの実績となっております。続きまして14番、啓発及び宣伝事業です。①の全国農業新聞の普及推進についてでございますが、新規購読が8件、購読中止が20件ございまして、今年度末の購読数は、154件となりました。 そのほかの啓発、宣伝事業としましては、農業委員会だよりの発行、農作業標準料金の設定と料金表の配付などがございます。 続きまして、15の要望のところを御覧ください。まず6月に農林関係税制改正に関する要望、続きまして、7月に農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望、10月に市への要望を行いました。こちらに関しましては、1月に回答をいただいております。 続きまして、16その他といたしまして、令和7年度実施した事項を報告しております。まず、一つ目が6月に開催しました農作業標準料金に関する意見交換会、10月に開催しました那須拓陽高校生による総会傍聴と懇談会です。 説明は以上となります。
織田局長補佐	議長 説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
議長	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
松本農地係長	追加資料34ページをご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で、常設審議委員会の答申日と同日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》
議長	意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。 次に、報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	本日お配りいたしました、報告第3号を御覧いただきたいと思います。農地法第3条の3による届け出の受理について(相続等による権利移動)を御説明します。 追加資料35ページ、36ページをご覧ください。

議長

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
3月の届出の状況につきまして御報告するものです。
3月は相続を原因とした権利移動の届出を10件受理いたしました。
いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
報告が終わりました。
このことについて、ご意見ございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。
以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重にご審議いただき ありがとうございます。
これをもって、那須塩原市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

3 番

議席番号

4 番
